高圧ガス保安統括者届書について

１　第一種製造者は、保安統括者を選解任した場合は、都道府県知事に届出が必要です。

　　第一種製造者又は第二種製造者（いずれも経済産業省令で定める者を除く）は、保安統括者の選任又は解任を、遅滞なく鳥取県知事に届け出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 高圧ガス保安統括者届書（一般則様式第３２、液石則様式第３３） | 1 | 選解任を同時に行うときは、届書にまとめて記載すること。控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 事業の実施を統括管理する者であることを証明する書類 | 1 | 解任される者については不要 |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第３３（一般則第６７条）、様式第３２（液石則第６５条）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス保安統括者届書 | 一　般液　石 | (選任)(解任) |  |  |
| ×受理年月日 |  |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 選任 | 製造保安責任者免状の種類 |  |
|  |  |
| 解任 | 製造保安責任者免状の種類 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　代表者　氏名

　烏取県知事　様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。